

○議長（札辻輝巳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を許します。

通告順により質問を許します。—— 5 番吉田忠雄君。

○5 番（吉田忠雄君）（登壇） 日本共産党の吉田でございます。私は、市長に次の 3 点についてお尋ねいたします。

まず、1 点目は、市道大福慈恩寺線 J R 貯木場踏切の拡幅と通行の安全対策であります。

この問題については、これまで 5 回にわたって取り上げてきました。直近は、今年の 3 月議会で取り上げました。そして、その直後の 3 月 13 日にはスーパーセンターオークワ桜井店が開店し、4 月 16 日には中和幹線桜井東慈恩寺間が開通いたしました。

特に、中和幹線開通後は、児童生徒が通学する時間帯については、貯木場踏切を通過する車の数は減りました。しかし、それ以外の時間帯については、相変わらず踏切を通過する車などの車両が途切れることはなく、児童や生徒、お年寄りの方々にとっては危険な踏切であることに変わりはありません。踏切の拡幅と周辺の道路整備を行うことについては一刻の猶予もありません。

昨年 3 月議会で市長に、この問題について、今日まで市としてどのような対策をとられてきたのか尋ねたところ、現在、土地所有者の代理人と原点に戻って底地の確認及び補償関係などの解決に向けて交渉を行い、回答を待っている状態であると、このように答弁されました。

そして、市長答弁から 1 年が経過したわけですが、その後、踏切の拡幅と通行の安全対策について、市として現在までどのような取り組みをされてきたのか、現在どのような状況なのか、市長にお伺いします。

そして、2 点目は、児童虐待防止対策についてお尋ねします。

昨年 3 月 3 日のひな祭りの日に、桜井市で両親が当時 5 歳の長男に食事を与えず、餓死をさせるという痛ましい事件が起きて 1 年が過ぎました。

当時、私は、事件が起きた地域の町内会長をしていました。私の自宅と目と鼻の先のワンルームマンションで事件が起き、部屋では親子 4 人が暮らしていたことに大変大きな衝撃を受けました。

事件後、この部屋に入りましたが、布団や毛布、そして、子どものおもちゃなどがそのまま置いてあり、足の踏み場もないほど狭くて、とても 4 人が暮らせるような環境ではないことが見てとれました。幼児が寝かされていたというロフトを見ながら、もし自治会に入会してくれていれば、虐待の情報も入り、幼い命を救えたのではないかと思うと、残念でなりませんでした。

そして、保護責任者遺棄致死罪に問われた両親の裁判員裁判の判決が最近相次いであり、

両親とも懲役9年6カ月という実刑判決が言い渡されました。私にとっても痛恨の思いをかみしめた1年でありました。

私は、3月議会でこの問題を取り上げて、「死亡した児童は10カ月までしか乳幼児健診を受けておらず、我が子に健診を受けさせないのは明らかにネグレクトであり、育児放棄であり、虐待である。健診を受けていなかった時点で両親は子育てに対する関心が薄いと判断すべきだった。乳幼児健診未受診の情報から、電話だけではなく、訪問や調査などの必要な対策をとるべきではなかったのか」と、こういうふうに市をたどしました。

また、市のほうも、この事件を重く受け止め、すぐ定期健診の未受診者や幼稚園、保育所の未就園児130人をリストアップして、市の職員が手分けして家庭訪問をしたことは記憶に新しいところでございます。

その後、虐待の防止に向けて、市はどのような取り組みをしているのか、市長にお尋ねいたします。

そして、3点目は介護保険制度についてお尋ねします。

2012（平成24）年度に第5期介護保険制度の改定が行われます。政府は、平成24年度の制度の改定に向けて、現在行われている国会に介護保険改正法案を提出する予定をしています。

今回の介護保険法改正案は、地域包括ケア推進をうたい、施設から在宅へシフトするため、重度の要介護者に対応するサービスを新たに創設する一方で、要支援1、2の軽度と判定された高齢者は、市町村の判断で介護保険制度の枠組みから外し、市町村の裁量に任せられ、財源も限られる地域支援事業に移すことができるようにするというふうになっています。

法案には、そのほか、24時間対応の巡回訪問型サービスの創設や、介護職員によるたん吸引などの医療行為拡大の法制化を盛り込む予定です。また、負担増として検討されていた年間200万円以上の人や軽度者の利用料の1割から2割への引き上げ、ケアプランの有料化は、これは今回見送られるような予定になっているようです。

私は、平成21年3月議会で、第4期改定において保険料は所得によってそれまでの5段階から6段階に細分化をされたが、さらに6段階に当たる所得200万円以上の保険料をさらに細分化すれば、低所得者の保険料を抑えるのではないかと、このように市長に質問しました。そして、県内各地の保険料の段階を見ますと、奈良市、郡山市、御所市は9段階です。葛城市8段階、大和高田市、橿原市、五條市、生駒市は7段階です。そして、介護保険料の基準月額では、大和高田市、橿原市などが第4期の保険料よりも第5期のほうが低くなっています、下がっております。保険料を細分化することによって、基準月額も下げられるのではないかと。

当時、市長は、当面は現行どおり運用していくが、今後保険料のあり方については、十分調査研究していきたいと、このように答弁をされましたが、その後、調査研究はされているのか。そして、もう一つお伺いしたいのは、現時点において第1号被保険者は何人か、

そのうち収入が18万円以下の保険料普通徴収の方は何人か、普通徴収の滞納者は何人か、このことをお尋ねして、1回目の質問を終わります。

○市長（谷奥昭弘君）（登壇） 5番吉田議員の1点目、市道大福慈恩寺線JR貯木場踏切の拡幅と通行の安全対策についてのご質問にお答え申し上げます。

この踏切周辺の拡幅の件につきましては、議会でも幾度か取り上げられ、近隣住民をはじめとする市民の皆様方から注目をされている課題でもあります。長年にわたり、通学路であるにもかかわらず歩道が確保できずに危険な状態が続いていることへの解消を目指しておりますが、最近では、昨年4月に中和幹線での供用開始の影響で、交通状況に変化が見られるものの、近隣に大型スーパーが開店したことに伴い、歩行者等の通行が増加している状況でもあります。市といたしましては、これまでに用地取得を前提に公図による底地の確認及び補償関係等の整理を進めてまいり、今年度は隣接地権者とJR側との境界の立ち会いを行い、一部境界についての調整作業が残っているところでございます。

この課題が解決された後に、速やかに西側の境界確定を行い、用地確保のための作業に進んで、取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、児童虐待防止対策についてのご質問にお答えいたします。

昨年3月3日、市内で起きました5歳の男児が両親から十分な食事を与えられず死亡した事件からはや1年が経過いたしました。この間、市としての児童虐待防止の取り組みは、次の3点を重点に取り組みを重ねてまいりました。

1点目は、死亡事例を受けて未受診、未就園の状況を把握し、訪問を継続して実施してまいりました。未受診児に対しましては、健康推進課の保健師が平成22年4月から訪問を実施しており、今年1月までに150回を超える訪問を実施、健診への勧奨、母子相談を実施いたしております。未就園児に対しましては、幼稚園、保育所などの協力を得て未就園児を把握し、児童福祉課で安否を家庭訪問等で確認をしてまいりました。

2点目は、虐待と疑わしい場合には、市民の皆さん方から情報をいただけるよう、その趣旨のお願いや連絡先などを繰り返し、手法を変え啓発活動を実施してまいりました。こうした市民の皆さんの児童虐待への意識の高まりと思いますが、今年度、上半期だけで昨年度の1年分を上回る情報の提供をいただき、調査、訪問活動を実施いたしましたが、継続して支援を要するケースはありませんでした。

特に昨年11月の児童虐待防止推進月間は、教職員や保育所、保健会館などの協力を得て、オレンジリボンを手づくりで作成し、議会議員の皆様方をはじめ教職員、市職員、要保護児童対策地域協議会の関係機関及び団体の方々にオレンジリボンを胸に着用する取り組みができました。また、各校区人権教育推進協議会での研修や教職員、市役所の職場研修など、実施機関が主体的に児童虐待防止の研修会を取り組んでいただきました。

3点目には、体制システムづくりでございます。未受診児や未就園児を一元的に管理し、

それぞれの状況に応じた対応をすべく、未受診、未就園のフォローアップシステムの構築に向けて関係課と連携調整し、現在開発を進めているところでございます。

子育て支援の一環で行っている就学前の親子の居場所づくりとしてのつどいの広場や、各校区に出かける出張のつどいの広場事業では、参加者が増大し、定着しつつあります。また、この1年間で対応してきたことをもとに、桜井市要保護児童対策地域協議会と連携して、児童虐待対応マニュアルの検討、作成を進めているところでございます。

次に、3点目、介護保険制度についてのご質問にお答えいたします。

議員さんが平成21年3月議会で質問されておられます保険料設定基準の細分化については、その後、県下11市を調査した結果、保険料の設定基準が本市と同様に6段階に設定しているのは3市であり、ほかに9段階設定が3市、8段階設定が1市、さらに7段階設定は4市となっております。第5期介護保険事業計画、平成24年から平成26年度までの3カ年間の保険料算定につきましては、引き続きさらに調査、分析を行い、慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解とご了承を賜りますようお願い申し上げます。

次に、平成21年度の第1号被保険者の数は1万4,762人で、普通徴収の方は1,859人になります。そのうち滞納者は425人で、滞納額は1,266万250円となっております。なお、滞納につきましては、現在督促状の発送、電話での督促、申請時の窓口対応での収納に努めております。また、月2回、夜間に電話にて納付勧奨を行い、収納の向上に努めておるところでございます。

以上でございます。

○5番（吉田忠雄君） それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

まず、1点目の市道大福慈恩寺線JR貯木場踏切の拡幅と通行の安全対策であります。ただいま市長からJRと地権者のあいだで境界の立ち会いを進めているところだというふうな回答もあったわけなんですけれども、今年の3月議会から比べれば、前進しているというか、前へ向いていっているとは思うんですけれども、これは市のほうの努力もあるというふうに考えるわけなんですけれども。

私は、1回目の質問で、中和幹線桜井東慈恩寺間の開通で、朝の通学の時間帯は踏切を通過する車両の数が減ったと言いましたけれども、これは本当に格段に減っております。しかし、それ以外の時間帯はさほど減っておりません。下校時は、オークワへの買い物客の車などが踏切を通過いたします。こういう時間帯と重なってくるので、大変危険な踏切なんですけれども、保護者の方々はいつ踏切や周辺の道路を広げてくれるのかと、整備してくれるのかというふうに待ち望んでおられます。

それと、一方、山の辺の道をハイキングされる方々の多くがああJR踏切を渡っていかれるわけなんですけれども、奈良県の観光客動態調査報告書というのがあるんですけれども、これを見てもみますと、平成21年度の1年間に山の辺の道を訪れた観光客は478万

人というふうになっております。この数字を見て大変驚いているわけなんですけれども、すべての観光客がああ踏切を通過する、通るということは限らないと思うんですけども。

第5次桜井市総合計画に示された、将来都市像として、観光産業創造都市、人との人とのつながりから新たな歴史が始まるまちの実現に向けてというふうにありますように、市としても観光の振興を重点課題としております。桜井市を訪れる観光客が快適な観光を行うためにも、安全な踏切とか、道路はこれは必要です。観光客が踏切を一列で肩を狭めながら渡らなければならないようでは、これは本当に桜井市の恥だというふうに考えます。そのためにもJR貯木場踏切の安全対策をぜひ急いでいただきたい。これは、要望というふうにさせていただきます。

そして、2点目の児童虐待対策でありますけれども、事件発覚後の市としての取り組みについて、未受診児や未就園児のいる家庭の訪問、そして、市民に対する啓発、そして未受診児や未就園児の情報を一元的に管理する未受診、未就園児フォローアップシステムの構築、こういうふうな内容について市長から答弁をいただいたわけなんですけれども。

一つは、桜井市から二度と昨年のような痛ましい事件を繰り返さないという決意で、児童虐待を防止していくこの体制はできているわけなんですけれども、未受診児や未就園児の情報を一元的に管理する未受診、未就園児フォローアップシステムの構築だけでは体制ができたというふうには言えないと思います。システムの情報に基づいて、よりきめ細かい仕事をするためには、これは人が伴います。マンパワーが果たして足りているのかどうか。これから、また、こんにちは赤ちゃん事業などの新規事業も来年度から進める予定というふうに聞いております。このような新規事業を進めていくのに、訪問対象者がさらに増えていきます。人手が足りるのかどうか、人が伴ってこそ体制ができたというふうに言えると思うんですけども、未受診や未就園児のいる家庭を訪問する保健師にしても、通常の保健や福祉サービスをこなしながら、家庭訪問を行うわけで、しかも土曜日とか日曜日、祭日の出勤もあるというふうに思います。そのために、過重労働になっていくのではないかとこのように考えるところなんですけれども、いま民間の職場だけではなく、公務の職場においてもメンタルケアが大変増えているというふうに聞いております。保健師の体制は、昨年あの3月の事件当時、10人というふうに聞いておりました。しかし、事件当時、実際は何人稼働していたのか。子育てに専念をしていた保健師の方もおられたと思います。そして、現在は何人の方が業務についておられるのか。きめ細かい防止対策をしていく上で、人員の体制は足りているのかどうか。再度市長にお尋ねをいたします。

そして、児童虐待の2点目なんですけれども、昨年の9月議会で今回のような事件を二度と繰り返さないためにも、児童虐待事例調査委員会が事件をなぜ防ぐことができなかったのか徹底的に検証もして、教訓も明らかにして今後に生かしていく必要があるのではないかと、このようにお尋ねもしたわけなんですけれども、当時、市長はこのように答えられました。市としては、本事案の検証を県の検討会にゆだね、必要な情報を提供することとし、市としては目の前にある課題を具体的に解消できるよう取り組むことをしたと、こういう

ふうに答弁されています。

そして、当時、西浦福祉保健部長は、事例検証委員会で検証をやろうと話を進めていたが、県のほうから児童対策検討会を発足させて、桜井市の事件に対する検証を実施するという申し出があった。同じ事件に対して、市も検証し、県も検証するよりも、県のほうで第三者的な立場から検証していただくほうが冷静なよりよい検証結果が出るのではと県のほうにゆだねたというふうに答えられたわけなんですけども、その後、県の児童対策検討会が報告書を出したのかどうか。もう1年もたちます。私はまだこれを見ていないわけなんですけども。そして、たとえ県が報告書を出しても、実際に事件が起こったこの桜井市が、5歳の子どもを救えなかった当時者の桜井市が教訓を明らかにしてこそ、児童虐待の予防と発見、そして児童保護のためのさらなる強化が図られていくというふうには私は考えています。

そして、事件からちょうど1年がたちました。先般、両親の判決も出ました。家族の状況や事件の背景などもだんだんとわかってきています。いまからでも教訓を明らかにして、議会にも出していただきたい。これは再度主張させていただきます。

そして、3点目の介護保険制度ですが、65歳以上の第1号被保険者は市町村がこれは3年ごとに改定をするわけなんですけども、平成24年度以降、大幅に値上げをされるというふうなことになりそうです。厚生労働省は昨年11月19日、社会保障審議会の介護保険部会で、平成24年から26年度の65歳以上の保険料が現在の4,160円、これは基準額なんですけども、桜井市はもうちょっと高いですけども、これから5,200円ぐらいになる試算を示しました。その後、各方面からこの大幅な引き上げについて、強い批判が出たわけなんですけども、それを受けて、当面、来期は財政安定化基金のうち、市町村の拠出分と市町村の介護給付費準備基金を取り崩して、これは貯金ですけども、取り崩して、月額5,000円程度に抑えるというふうにはしています。

しかし、これは考えてみたら、年金生活の高齢者にとって、月額5,000円、これは夫婦では1万円になります。少ない年金から1万円も徴収されると、とても抑えたというものではなく、過酷な負担増であるというふうには私は考えているわけなんですけども。

また、法改正を検討した介護保険部会でも、多くの委員さんが要望もされたんですけども、国による公費負担引き上げ、これはどうも見送るようなんですけども、多くの高齢者が保険料や利用料の負担を理由とした利用抑制をしている中で、この中で国の責任は回避し、高齢者に負担を押しつけると、こういうことは本当に許されることではないというふうに思うわけなんですけども。

そして、市長、先日、4日ほど前ですけども、私の事務所に1通のはがきが入りました。これは50代の男性で匿名なんですけども、少し紹介をさせていただきますけども、市民は公共料金の大幅アップで苦しんでいるのに、先に市長や副市長や、そして議員報酬のさらなるカットをしてから公共料金のアップをするのが筋ではないでしょうかと、大変厳しいご意見をいただいたというわけなんですけども。先ほど市長の答弁でも、普通徴収の、

大体これ4人に1人が保険料を滞納しています。普通徴収者、たしか1,859人で、保険料の滞納者は425人というふうにお聞きしたんですけども、4人に1人が保険料を滞納している。これは払いたくても払えないということが見てとれます。市としても所得200万円以上の保険料率を細分化する、そして、介護給付費の準備基金、これも取り崩していく。これは国の指導もありますので、恐らくそういうふうになれると思うんですけども、第1号被保険者の負担を少しでも減らすような努力を行うべきだというふうに考えるわけなんですけども、市長の考えをお聞きして、私の質問を終わらせていただきます。

○市長（谷奥昭弘君） 吉田議員さんの児童虐待防止対策についての2回目のご質問にお答え申し上げます。

議員さんご指摘のとおり、児童虐待防止のためには、きめ細やかな対応が必要であると私も考えております。厚生労働省が平成20年度の死亡事例を検証した結果として提言されている6次の報告では、0歳児に死亡事例が集中しているとされ、妊娠、周産期への相談や子育て事業の充実などが求められております。市といたしましても、昨年議員さんからもご指摘いただいておりました生後4カ月までの家庭を訪問する乳幼児全戸訪問事業、こんには赤ちゃん事業や、継続して支援を要する家庭を訪問する養育訪問事業を平成23年度から実施できるよう、必要な所要額を計上することといたしております。

次に、職員の体制でございます。職員の体制につきましては、未受診訪問事業では、職員の育児休暇などの状況もあり、一部の職員に負担をかけておりましたが、順次職員が職場復帰する予定でございます。また、こんには赤ちゃん事業実施に向けては、有資格者を確保できるように考えております。さらに今後の対応で必要が生じた場合には、職員の確保に努めてまいりたいと考えております。具体的な数字については、担当部長から後ほどお答えをさせていただきます。

次に、この事件の検証と教訓化についてのご質問にお答え申し上げたいと思います。昨年、議員さんのご質問にお答えさせていただいておりますが、今回の事件で市としての課題を整理、検討するための事例調査委員会で検討いただき、先ほど申し上げた事業を実施してまいりました。一方、県児童虐待対策検討会では、専門的な委員を配置し、多角的に検証、検討がなされており、両親の公判で明らかになった点も踏まえた形で提言がまとめられ、少しおくれましたが、近々に公表されると聞き及んでおります。

市といたしましては、この提言を踏まえまして、内容を精査し、さらなる児童虐待防止に取り組む所存でございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げたいと思います。

それから、介護保険制度についてお答え申し上げたいと思います。

介護保険料の算定及び介護サービスの基盤整備を図ることを盛り込んだ第5期介護保険事業計画を平成23年度に策定し、介護保険制度の円滑な運営と総合的な高齢者施策を推進してまいるところでございます。お尋ねの保険料算定につきましては、現在、国では2

4年度介護保険制度改正を検討中であり、今後国、県及び各市の動向を見ながら、計算値よりも少しでも被保険者の介護保険料負担が少なくなるように努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解とご了承をお願い申し上げます。

以上でございます。

○福祉保健部長（西浦 哲君） 先ほどの吉田議員のご質問の中で、未受診児への家庭訪問の職員の体制の件でありますけれども、1年前の事件が発覚したときには、一応配置として10名の職員が配置しておったわけですが、育児休暇等でその当時は6名の体制でいろいろな健診の家庭訪問等を実施させていただきました。今年度、今年の10月ごろには育児休暇をとっております職員も全部復帰できるという見込みでありますので、この9月、10月ごろには全部10名復帰した体制で職務ができると考えております。

以上であります。